参考１

特定労務管理対象機関の指定について（特例水準の概要等）

１　概要

- **令和６年４月から、医師に年間 960 時間の時間外・休日労働の上限規制が適用された**が、一定の要件を満たし、知事から**特例水準の指定を受けた医療機関は、上限が年間 1,860 時間となる**。
- 特例水準については、指定を受けた医療機関に所属するすべての医師に適用されるのではなく、**指定される事由となった業務に従事する医師にのみ適用される**。
- **特例適用を受けるためには、**医療機関が、医療機関勤務環境評価センターの第三者評価を受審した上で**県に申請を行い、特定労務管理対象機関として指定を受ける**必要がある。
- 知事は、指定に当たって、**医療審議会の意見を聴く**こととされている（医療法第 113 条）。

【上限規制の種類】

指定の種類		長時間労働が必要な事由	年上限時間
A水準		－	960 時間
特例水準	B水準	地域医療の確保のため（救急医療、在宅医療等）	1,860 時間
	連携B水準	派遣先との労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算 1,860 時間
	C－１水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860 時間
	C－２水準	長時間修練が必要な技能の修得のため	1,860 時間

２　県内医療機関からの申請状況

⑴　申請があった医療機関数

１医療機関（岩手県立大船渡病院）

⑵　指定水準及び指定事由

Ｂ水準：救急医療

⑶　指定要件（医療機関勤務環境評価センターの評価結果）

①　医師労働時間短縮計画案が、勤務医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであり、その他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであること

⇒　満たしている

②　面接指導並びに休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること

⇒　整備されている

③　労働関係法令にかかる違反等がないこと

⇒　違反等はない

⑷　事務局による確認結果

提出書類を確認した結果、

- 指定事由に該当する医療機関であり、地域医療確保等の目的からやむを得ず医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超えること等の要件を満たしている
- 医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価を受審し、指定に係る要件を満たしていることの確認を受けている

ことから、岩手県立大船渡病院は、特定労務管理対象機関として指定するための要件を満たしている。